

幼少期からできる！

令和3年度逗子市男女共同参画啓発事業

夏休み前に 親子で学ぼう！子どもの護身法



子どもに対する声掛け事案が後をたちません。護身法では相手を攻撃することなく、危険な状況から逃れることを目的としています。「変だな」「おかしいな」と感じたら自分の気持ちを信じて行動することを親子で学びます。

7月17日（土）

午前10時から11時30分まで

- 講師：認定NPO法人エンパワメントかながわ
場所：逗子市役所5階 第3・4会議室（逗子市逗子5-2-16）
対象：5才から小学校3年生までの子どもと保護者
定員：15組（先着順）

*15組または子どもの人数が20名に達し次第受付終了。

- 持ち物：水分補給のための飲み物 タオル *運動しやすい服装
参加費：無料

問合せ 申込み：7/5（月）より（定員に達し次第受付終了）

電話 046-873-1111 FAX 046-873-4520

メール siminkyoudou@city.zushi.lg.jp または直接、市民協働課まで

★新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、当日はマスクの着用と検温にご協力をお願いいたします。マスクの着用が難しい場合は、事前にご相談ください。当日、発熱や体調不良、倦怠感がある場合は、参加をご遠慮ください。

講師紹介：認定NPO法人エンパワメントかながわ

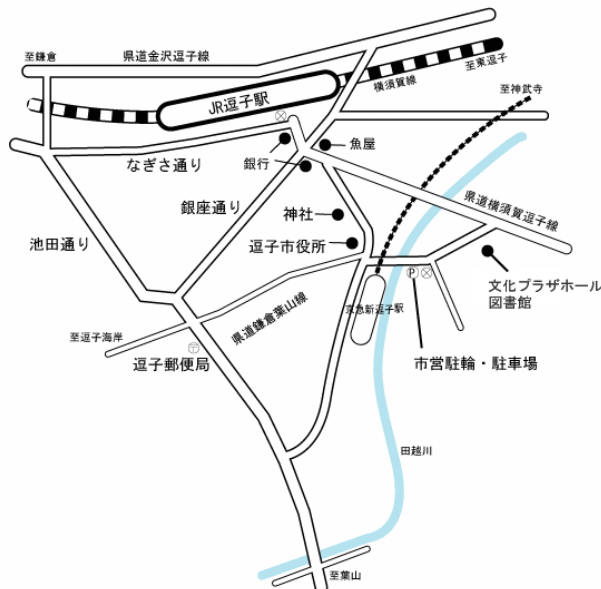
一人ひとりの人が、自分自身を大切に思えること（人権意識）で、他者も大切にしたいと考え、お互いの力を引き出しあい（エンパワメント）、つながっていくこと（コミュニティ）で、いじめや虐待、性暴力など身近な暴力からなくしていくことを目指します。

会場へのアクセス

JR逗子駅から徒歩5分程度
京浜急行新逗子駅から徒歩3分程度

市役所正面玄関は閉まっていますので、
裏口職員通用口からお入りください。

*市役所地下駐車場は有料になります。



お申込みは、電話、FAX、メールまたは直接、市民協働課へ

電話 046-873-1111 内線 268
FAX 046-873-4520
メール siminkyoudou@city.zushi.lg.jp

==== FAX申込書（このまま送信してください。） =====

7/17（土）子どもの護身法「すきっぷ」に申し込みます。

ふりがな

お名前：（保護者）

ふりがな

お名前：（お子様）

年齢 才（男・女）

〒

ご住所：

電話番号：

※お申込みの際にいただいた個人情報は本事業のみに使用いたします。

主催：逗子市市民協働課